

安心して
働きたい！



令和
7年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.2月 ~ 7.10木

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

< 令和7年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000 3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000 3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000 3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000 3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000 4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000 4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ハローワーク